

2026年3月16日

各位

株式会社北洋銀行

地方創生応援税制(通称:企業版ふるさと納税)を 活用した寄附企業の紹介について

北洋銀行(頭取 津山 博恒)は、北海道内の地方公共団体と地方創生応援税制(通称:企業版ふるさと納税、以下「本制度」)の推進に関する契約を締結し、寄附を検討する企業の皆さまに本制度対象事業に関する情報提供を行っています。

このたび、当行の情報提供を契機に弁護士法人 神戸・万字・福田法律事務所(札幌市、代表社員 神戸 俊昭 様)が三笠市の地域再生計画に賛同し、寄附を行いました。

当行は、今後も様々な官民連携の取組みを通じ、北海道の発展・地方創生の推進に貢献してまいります。

記

1. 寄附企業

会社名	弁護士法人 神戸・万字・福田法律事務所
所在地	札幌市中央区南1条西11丁目コンチネンタルビル6階
代表者	代表社員 神戸 俊昭 様
事業内容	企業関係法務、金融関係法務などに関する法律相談業務

2. 寄附先

地方公共団体	支援事業	寄附額
三笠市	未利用エネルギー活用事業	200万円

以上

《北洋銀行グループ サステナビリティ方針》

北洋銀行グループは「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めます。